

規制に係る事前評価書

法令の名称	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案
政策の名称	フロン類の再生を業として行う者の許可制度の導入
担当部局・評価者	環境省地球環境局地球温暖化対策課長 和田 篤也 電話番号:03-5521-8329 E-mail: furon@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課長 三木 健 電話番号:03-3501-4724 E-mail: gyoumu-ozone@meti.go.jp
評価実施時期	平成25年4月5日(分析対象期間:法律施行後5年)
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	第一種特定製品に係るフロン類の再生時におけるフロン類の大気中への排出を抑制する。
内容	第一種特定製品に係るフロン類の再生を業として行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならないこととする。
関連条項	第50条～第55条、第57条、第58条、第60条～第62条
必要性	今般充填回収業者から再生業者に対して使用済みフロン類の引渡し(逆有償の場合もあり得る。)を認めることとすると、再生業者において使用済みフロン類を再生せず、大気中へ放出して不正に利益を得るインセンティブが働くおそれがある。フロン類の大気中への排出を惹起する危険がある再生行為を規制するため、再生を業として行う者について許可制度を導入することが必要である。
費用	
遵守費用	<ul style="list-style-type: none"> ・基準に適合した再生の設備又は施設の整備、基準に適合した再生の能力並びに使用及び管理の方法の策定のための費用が発生する。 ・申請書類の作成費用が発生する。 ・報告書類の作成費用が発生する。
行政費用	<ul style="list-style-type: none"> ・規制に係る再生の設備又は施設、再生の能力並びに使用及び管理の方法、再生行為の基準の作成の費用が発生する。 ・申請書類の審査に係る費用が発生する。 ・報告書類の確認、集計に係る費用が発生する。 ・基準の遵守状況の確認に係る費用、基準が遵守されていない場合の勧告・命令等に係る費用が発生する。
その他の費用	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。
便益	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済みフロン類の再生を行う者について、フロン類の大気中へ排出することなく適正に再生ができる者に限定されることから、フロン類の大気中への排出を抑制し、環境への影響を防止することができる。

想定される代替案		
代替案①	適正な再生を行うための指針を作成し、使用済フロン類の再生を行う者に対し、当該指針に沿った再生を行うよう行政指導を行う。	
	費用	
	遵守費用	・指針に従う事業者において、指針に適合した再生の設備又は施設の整備、指針に適合した再生の能力並びに使用及び管理の方法の策定のための費用が発生する。
	行政費用	・指針の作成、周知の費用が発生する。 ・行政指導に係る費用が発生する。
	その他の費用	・新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。
便 益	・指針の遵守は任意であるため、代替案のみでは、使用済フロン類の再生を行う全ての者において、フロン類の大気中への排出を抑制することができるわけではない。	
代替案②	費用	
	遵守費用	
	行政費用	
	その他の費用	
	便 益	
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)		
<p>【費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生業者の遵守費用については、現状に比べ、改正案、代替案1とも費用が発生する。 ・行政費用については、現状に比べ、改正案、代替案1とも費用が発生する。 ・その他の費用については、改正案、代替案1とも費用が発生しない。 <p>【便益】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済フロン類の再生を行うにあたって、現状、代替案1においては、フロン類を大気中へ排出することなく適正な再生を行える業者に必ずしも限定していないことから、再生行為におけるフロン類の漏えいを確実に防止できないが、改正案においては、再生業者の許可制度により、フロン類を大気中へ排出することなく適正な再生を行える業者に限定できることから、再生行為におけるフロン類の漏えいを確実に防止することができる。 <p>発生する費用負担と得られる便益を比較すると、フロン類の排出の抑制が確実に、かつ、費用が比較的少ないかたちで達成されることから、当該規制は適切である。</p>		

有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会の合同会議において審議がなされ、今後のフロン類等対策の方向性について報告書が取りまとめられており、次のような見解が示されている。

「今後のフロン類等対策の方向性について」(平成25年3月中央環境審議会意見具申)(抄)

Ⅱの2の(2)

「低迷する回収率を向上させ、フロン類による環境負荷を低減させるためには、ガスメーカー等(フロン類の製造・輸入事業者)に対して、拡大生産者責任の考え方にも留意しつつ、例えば、取り扱うフロン類の低GWP化や製造量等の削減を含むフロン類以外への代替、再生といった取組を促すことが有効と考えられる。

(中略)

なお、再生を促進するに当たっては、再生行為の適正を確保するため、フロン類の再生に一定の業規制を行うことが必要と考えられる。」

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考

規制に係る事前評価書（要旨）

【特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案】

規制の内容	フロン類の再生を業として行う者の許可制度の導入	
担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課 電話番号：03-5521-8329 E-mail：furon@env.go.jp	経済産業省製造産業局化学物質管理課 電話番号：03-3501-4724 E-mail：gyoumu-ozone@meti.go.jp
評価実施時期	平成25年4月5日（分析対象期間：法律施行後5年）	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 第一種特定製品に係るフロン類の再生時におけるフロン類の大気中への排出を抑制する。</p> <p>【内容】 第一種特定製品に係るフロン類の再生を業として行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならないこととする。</p> <p>【必要性】 今般充填回収業者から再生業者に対して使用済みフロン類の引渡し（逆有償の場合もあり得る。）を認めることとすると、再生業者において使用済みフロン類を再生せず、大気中へ放出して不正に利益を得るインセンティブが働くおそれがある。フロン類の大気中への排出を惹起する危険がある再生行為を規制するため、再生を業として行う者について許可制度を導入することが必要。</p>	
	関連条項	第50条～第55条、第57条、第58条、第60条～第62条
想定される代替案	<p>代替案① 適正な再生を行うための指針を作成し、使用済みフロン類の再生を行う者に対し、当該指針に沿った再生を行うよう行政指導を行う。</p>	
	代替案②	

規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	<ul style="list-style-type: none"> ・基準に適合した再生の設備又は施設の整備、基準に適合した再生の能力並びに使用及び管理の方法の策定のための費用が発生する。 ・申請書類の作成費用が発生する。 ・報告書類の作成費用が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指針に従う事業者において、指針に適合した再生の設備又は施設の整備、指針に適合した再生の能力並びに使用及び管理の方法の策定のための費用が発生する。 	
(行政費用)	<ul style="list-style-type: none"> ・規制に係る再生の設備又は施設、再生の能力並びに使用及び管理の方法、再生行為の基準の作成の費用が発生する。 ・申請書類の審査に係る費用が発生する。 ・報告書類の確認、集計に係る費用が発生する。 ・基準の遵守状況の確認に係る費用、基準が遵守されていない場合の勧告・命令等に係る費用が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指針の作成、周知の費用が発生する。 ・行政指導に係る費用が発生する。 	
(その他の社会的費用)	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。 	
規制の便益	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済フロン類の再生を行う者について、フロン類の大気中へ排出することなく適正に再生ができる者に限定されることから、フロン類の大気中への排出を抑制し、環境への影響を防止することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指針の遵守は任意であるため、代替案のみでは、使用済フロン類の再生を行う全ての者において、フロン類の大気中への排出を抑制することができるわけではない。 	

<p>政策評価の結果</p> <p>(費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>【費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生業者の遵守費用については、現状に比べ、改正案、代替案1とも費用が発生する。 行政費用については、現状に比べ、改正案、代替案1とも費用が発生する。 その他の費用については、改正案、代替案1とも費用が発生しない。 <p>【便益】</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用済フロン類の再生を行うにあたって、現状、代替案1においては、フロン類を大気中へ排出することなく適正な再生を行える業者に必ずしも限定していないことから、再生行為におけるフロン類の漏えいを確実に防止できないが、改正案においては、再生業者の許可制度により、フロン類を大気中へ排出することなく適正な再生を行える業者に限定できることから、再生行為におけるフロン類の漏えいを確実に防止することができる。 <p>発生する費用負担と得られる便益を比較すると、フロン類の排出の抑制が確実に、かつ、費用も比較的少ないかたちで達成されることから、当該規制は適切である。</p>
<p>有識者の見解その他の関連事項</p>	<p>中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会の合同会議において審議がなされ、今後のフロン類等対策の方向性について報告書が取りまとめられており、次のような見解が示されている。</p> <p>「今後のフロン類等対策の方向性について」（平成25年3月中央環境審議会意見具申）（抄）</p> <p>Ⅱの2の（2）</p> <p>「低迷する回収率を向上させ、フロン類による環境負荷を低減させるためには、ガスメーカー等（フロン類の製造・輸入事業者）に対して、拡大生産者責任の考え方にも留意しつつ、例えば、取り扱うフロン類の低GWP化や製造量等の削減を含むフロン類以外への代替、再生といった取組を促すことが有効と考えられる。</p> <p>（中略）</p> <p>なお、再生を促進するに当たっては、再生行為の適正を確保するため、フロン類の再生に一定の業規制を行うことが必要と考えられる。」</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。</p>
<p>備考</p>	